**○農林水産省環境省告示第一号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月農林水産省環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月一日から適用する。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

第二条第一号中「及びヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）」を「、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）及びムンゴス・ムンゴ（シママングース）」に改め、同号ニ⑵中「若しくはヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）」を「、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）若しくはムンゴス・ムンゴ（シママングース）」に改め、同号ニ⑷中「第五十八条」を「第九十二条第一項」に、「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教」に改め、「若しくは」の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第二号ニ⑷中「第五十八条」を「第九十二条第一項」に、「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教」に改め、「若しくは」の下に「同条第二項に規定する」を加える。

**○国土交通省告示第三十五号**

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第二項の規定により、同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区としたので、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条により準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

| 免許番号 | 氏名 | 新水先区とした年月日 | 水先区の名称 |
|---|---|---|---|
| 第一三九二号 | 斉藤　徹郎 | 平成二十二年一月十三日 | 東京湾水先区 |
| 第一五四一号 | 木下　純一 | 平成二十二年一月十三日 | 東京湾水先区 |
| 第一五七四号 | 坂﨑　清 | 平成二十二年一月十三日 | 東京湾水先区 |
| 第一五七五号 | 浦嶋　幸保 | 平成二十二年一月十三日 | 東京湾水先区 |
| 第一五七七号 | 三村　徳藏 | 平成二十二年一月十三日 | 東京湾水先区 |
| 第一六〇四号 | 原　明正 | 平成二十二年一月十三日 | 東京湾水先区 |
| 第一六〇八号 | 池田　隆史 | 平成二十二年一月十三日 | 東京湾水先区 |
| 第一六三八号 | 松本　恭昇 | 平成二十二年一月十三日 | 東京湾水先区 |
| 第一六六八号 | 松田　伸一 | 平成二十二年一月十三日 | 東京湾水先区 |
| 第一二一九号 | 八木　嘉幸 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一二二四号 | 小野　政勝 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一二七九号 | 笠　治雄 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一五八六号 | 松岡　利勝 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一五八七号 | 藤本　静夫 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一六一七号 | 佐野　司朗 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一六一八号 | 木曽　岩男 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一六一九号 | 山口　純 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一六二〇号 | 上原　雅 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一六二一号 | 横山　良一 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |
| 第一七一九号 | 中塚　俊嗣 | 平成二十二年一月十三日 | 伊勢三河湾水先区 |

# 国会事項

## 衆議院

**議案提出**

一月二十二日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十二年度一般会計予算
平成二十二年度特別会計予算
平成二十二年度政府関係機関予算
平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

**質問書提出**

一月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

鳩山内閣の原子力エネルギー政策に関する質問主意書（木村太郎提出）
九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問主意書（山本拓提出）
いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
国会議員の活動に対する内閣官房長官の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

**会議**

一月二十五日（月曜日）　午後四時　本会議

## 参議院

**議案受領**（予備審査）

一月二十二日内閣から次の議案が送付された。

平成二十二年度一般会計予算（閣予第三号）
平成二十二年度特別会計予算（閣予第四号）
平成二十二年度政府関係機関予算（閣予第五号）
平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第三号）

**議案付託**（予備審査）

一月二十二日議長は、次の内閣送付案を委員会に付託した。

平成二十二年度一般会計予算（閣予第三号）
平成二十二年度特別会計予算（閣予第四号）
平成二十二年度政府関係機関予算（閣予第五号）
予算委員会に付託

**報告書受領**

一月二十二日内閣から、平成十九年度決算に関する参議院の議決について講じた措置の報告を受領した。

# 人事異動

## 内閣

（内閣府地方分権改革推進委員会事務局次長）内閣府事務官　渡会　修
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当））総務技官　武井　俊幸
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房情報通信技術（ＩＴ）担当室室員を命ずる
（内閣府地方分権改革推進委員会事務局次長）内閣府事務官　小髙　章
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当））総務事務官　利根川　一
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房情報通信技術（ＩＴ）担当室室員を免ずる（以上一月十五日）
（内閣府再就職等監視委員会務局長）内閣府事務官　吉住夕起や
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房行政改革推進室室員を命ずる
（警察庁警備局警備企画課長）警視長　塩川実喜夫
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる
内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター参事官を命ずる
（警察庁長官官房付）同　富田　邦敬
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する